

2022/10/17

【院内集会】開発協力大綱の改定を考える院内集会 -
ODAが紛争助長、環境破壊、人権侵害に使われないために

ミャンマーの事例から考える大綱改定



メコン・ウォッチ 木口由香

日本の対ミャンマーODA(2011年の民生化後拡大)

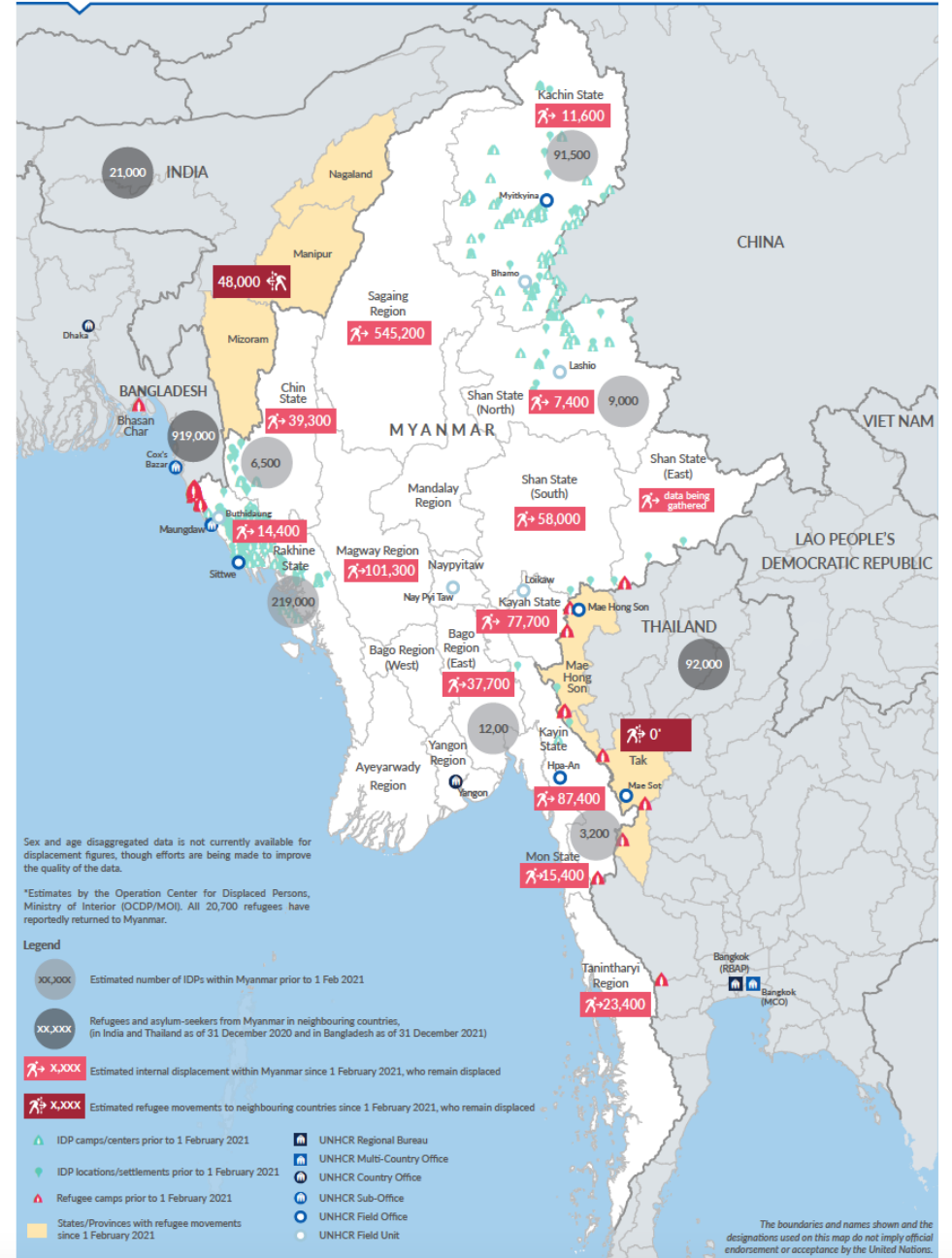
2020年度までのODA累計1兆7,488億円

- 有償資金協力1兆3,057億円 (借款契約締結)
 - ▶ 現在、実施中のODA案件は34件、総額7,396億円分
- 無償資金協力3,379.8億円
- 技術協力1,050.7億円

現状、実施中のODAは継続、新規は実質的に停止。入札がまだの案件も進捗がない模様

ミャンマーの状況

- ミャンマー各地で武力衝突が発生、国内避難民が増加。10月3日時点、ミャンマー全土で推定134万9千人の国内避難民(IDP)がおり、うち約101万9千人はクーデター(2021年2月1日)以降に避難民となっている(出典: UNHCR 右図)
- 政治囚支援協会の発表
 - 国軍やその指揮する治安部隊によって殺害された人: 2350名(10月13日時点、場所とお名前が確認されているケースのみ)
 - 現在も不当に拘束されている方たち: 12,643名 (<https://aappb.org/>)
- 子どもも殺害。村の焼き討ち、人間の盾として人々を利用、性暴力などで恐怖支配を続ける



対ミャンマーODA

ミャンマー国軍との関係が懸念される事業とその問題点

ティラワ経済特別区(SEZ)

- ヤンゴン中心地から南東約23km(タンリン郡・チャウタン郡にまたがるティラワ地区2,400 ha、千代田区面積の約2倍)の開発。製造業用地域、商業用地域等を総合的に開発する事業
- 国際協力機構(JICA)が、ODAで周辺インフラを整備。また、海外投融資案件として事業会社(MJTD)に10%出資。ミャンマー政府も10%出資
- ミャンマーのティラワSEZ管理委員会:クーデター後に軍が委員長を逮捕、別の人物を任命。既に軍の任命した人物が運営に関与している
- 配当が国軍の収入となる懸念(クーデター以降は支払いを停止しているとのこと)
 - 現状では、軍との共同事業では？
 - 配当や納税で国軍を利する懸念



SEZ正面入口(上)、住民の移転地(下)

政府開発援助(ODA)「バゴー橋建設事業」 サプライチェーンに国軍系企業

- 310.51億円の円借款事業
- 主契約者の横河ブリッジが、国軍系企業ミャンマー経済公社(MEC)に技術協力
- MECの系列の国軍系企業から橋梁用の鉄骨が供与されることになっている、と現地からの指摘。事実であれば国軍がMECを通し利益を得る可能性が高い
- ODAが軍の資金源となり紛争を助長していないか。ミャンマーでは特に、国軍系企業がODAのサプライチェーンに入っていないことを検証する必要がある

無償資金協力で提供された船舶の軍事利用

- 「経済社会開発計画」ミャンマーの内陸水運公社に対し、少数民族地域であるラカイン州において活用される中古旅客船等を供与
- ヒューマン・ライツ・ウォッチ「ミャンマー：日本政府が供与した旅客船を国軍が利用 日本政府は人道支援以外のODAを停止すべき (2022/10/10)」で指摘
 - 民生用の機材でも軍事利用は可能
 - クーデター等、政治・人権状況が激変した際に、援助を止める仕組みが必要ではないのか



hrw.org

ミャンマー：日本政府が供与した旅客船を国軍が利用

日本が供与した旅客船をミャンマー国軍が今年9月に軍事利用していた。

<https://www.hrw.org/ja/news/2022/10/11/myanmar-military-used-japan-funded-ships>

技術協力長期研修事業「行政能力強化」

- ミャンマーの行政官を日本国内の大学院に留学させ、公共政策・行政、防災及び地域開発を含む経済社会開発分野での政策の立案・実施に必要な人材育成を支援するもの
- 長期研修に、ミャンマー国防省から軍籍を持つ職員が参加
- 日本政府は国軍に対し、暴力の即時停止、拘束された関係者の解放、民主的な政治体制の早期回復、の3点を強く求める、としながら一方でODAを停止しておらず、国軍支配下にある国防省にも支援を継続している

2021年クーデター前にあった人道危機

- ミャンマーのラカイン州で起きた軍事作戦により、ロヒンギャ・ムスリムの人々、累計77万人(2017年8月以降)がバングラデシュに流入、未曾有の人道危機となる
- 国連人権理事会が設置した国際調査団が2018年9月に報告書を発表
- ミャンマー支援を見直す重要なタイミングだったのではないかと
- 「普遍的価値」に反する行動をとる国軍との関係が続けることで、日本政府はその行動を問題視していない、という間違ったサインを送ったことにならないか(現在も同様)



Rohingya refugee children walking in Unchiprang camp in Cox' s Bazar Bangladesh.
© European Union 2018

大綱改定への提言

9月29日のNGO要請書:

過去のODA事業の問題事例としてのミャンマー

- 9年に及ぶ民主化支援にも関わらず、クーデターが発生したことを踏まえ、日本の援助がどのように民主化に貢献し得たのか、その効果と限界を冷静に検証すべき
- ミャンマーでは、ODA等公的資金を呼び水として、多くの日本企業の投資を呼び込んだため、ミャンマーの政治的混乱は日本企業の損失にも繋がっている
- 官民連携で経済的利益が重視されてきた中、政治や人権上のリスクの分析が不十分。そういった観点からも、ミャンマーの事例は検証されるべき

9月29日のNGO要請書:

新大綱に含まれるべき内容

ODAの軍事利用の禁止

これまでの大綱に定められているように、開発協力の軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を大綱に明記し、また遵守することを求めます。国際紛争のみならず、国内紛争などへの使途の回避についても、大綱に明記してください。

深刻な人権侵害がみられる国・地域への支援の回避を原則に明記すること

深刻な人権侵害が起きている国や地域への支援は、人道援助を除き、人権侵害を容認・助長するおそれがあるため回避することを求めます。人権状況については、国連等の発行する報告書を参照し、確認することを大綱に明記するべきです。

大綱を遵守するための確認事項の明文化

ODAの非軍事利用、人権侵害の回避などの大綱の遵守のための確認プロセスについて、大綱で明文化することが必要です。